

各高齢者福祉施設長

様

各介護サービス事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

県内介護サービス事業所利用者の新型コロナウイルス感染
に伴う感染拡大防止に向けた対応の徹底について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、伊丹健康福祉事務所管内の通所リハビリテーションの利用者が新型コロナウイルスに感染していることが確認された事案が発生しました。

感染症防止対策の徹底については、令和2年3月2日付け高第2055号で通知（別添参照等）しておりますが、今般の事案を踏まえ、貴施設・事業所において利用者や職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、これまでの厚生労働省事務連絡に加え、下記にもご留意いただき、感染拡大防止対策の徹底等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 感染拡大防止に向けた対応

令和2年3月6日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」に基づき、濃厚接触が疑われる利用者や職員に対する適切に対応すること。※以下の記載内容は、別添厚労省事務連絡を抜粋したもの

(1) 通所・短期入所サービスの場合

①情報共有・報告等の実施

○新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、県健康福祉事務所・保健所（以下「保健所等」）に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に速やかに電話連絡し、指示を受けること。

②消毒・清掃等の実施

○新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施すること。

③濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

○濃厚接触が疑われる利用者については、保健所等の指示に従い、自宅待機依頼を徹底すること。

○自宅待機が必要な利用者報告を受けた居宅介護支援事業所等は、生活に必要な訪問サービスの確保（他の通所系サービス提供は、感染拡大に繋がるため）を調整すること。なお、保健所等から利用者に係る感染症に関しての指示があれば、その指示を踏まえること。

